

# 離婚届 (協議離婚の場合) の書き方とご注意

婚姻中の氏名で記入  
振り仮名はカタカナで記入

窓口で、同時に住所変更する方は、新しい住所を記入

使用した印鑑の捺印。  
署名の場合は、ここにも署名してください。

字加入  
字訂正  
春原  
春原 渚  
秋山 実  
冬野

実父母の生存状況にかかわらず、実父母の氏名をご記入ください。

未成年の子の親権者を決めます。氏名でご記入ください。  
※離婚届だけでは子ども(成年の子どもも含みます)の戸籍、氏は変わりません。詳細は裏面の「離婚後の子どもの戸籍(氏)について」をお読みください。

協議で親権者を定めた場合、それぞれ本人がチェックしてください。

- 注意事項**
- ✓ 鉛筆及び摩擦等で消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
  - ✓ 印鑑はシャチハタ、スタンプインクを使用しないでください。
  - ✓ 氏名は戸籍に記載されている文字で記入してください。

小松市では、届書の提出の際に本人確認ができなかった当事者の方には、郵送で受理したことをお知らせしています。

離婚届

受理 年

令和☆年 ☆月 ☆日 届出

石川県小松市長 殿

届書は全国共通

提出日と提出先の市区町村名を記入

未成年の子がいる場合、左下点線枠の「(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。」の欄がない様式で届出を考えている方は、裏面右側をお読みください。

|                                 |  |                   |
|---------------------------------|--|-------------------|
| (フリガナ) 氏名                       | 夫 スノハラ タカユキ  | 妻 スノハラ ナギサ        |
| 氏名                              | 春原 貴之  | 春原 渚              |
| 生年月日                            | 昭和 61 年 2 月 1 日                                      | 平成 元 年 8 月 31 日   |
| 住所                              | 石川県小松市 〇〇町 1 番 2 号                                   | 石川県加賀市 △△町 34 番 号 |
| 本籍                              | 婚姻中の本籍 石川県小松市 〇〇町 1 番 号                              |                   |
| 筆頭者の氏名                          | 春原 陽太郎 貴之  |                   |
| 父母の氏名                           | 夫の父 春原 陽太郎   | 妻の父 夏目 湊          |
| 父母との続柄                          | 母 春原 翠   | 母 夏目 陽子           |
| 養父                              |  |                   |
| 養母                              |  |                   |
| 離婚の種別                           | ☑ 協議離婚<br>☐ 調停<br>☐ 審判                               |                   |
| 婚姻前の氏名                          | ☑ 夫は ☐ もとの戸籍にもどる<br>☐ 妻は ☑ 新しい戸籍をつくる                 |                   |
| 婚姻前の本籍                          | 石川県加賀市 △△町 34 番 号                                    |                   |
| 未成年の子の氏名                        | 春原 栞 春原 柊羽   |                   |
| 親権者の指定を定める家事裁判又は家事調停の申立てがされている子 |  |                   |
| 夫                               | ☑ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。 |                   |
| 妻                               | ☑ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。 |                   |

裁判所が関与していない離婚 ⇒ 《協議離婚》にチェックしてください。★証人が2人必要です。

書き間違いは、訂正線を引いて直してください。

旧姓で記入

(6) 同居の期間 平成 23 年 12 月 から 令和 元 年 6 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)

(7) 別居する前の住所 石川県小松市 〇〇町 1 番 号 2

(8) 別居をする前の世帯のおもな仕事と

(9) 夫 妻の職業

(10) 夫 妻の職業

必ず本人が婚姻中の氏で自筆署名してください。押印は自由です。

届出人署名 夫 春原 貴之 (春原) 妻 春原 渚 (※押印は任意)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

|    |                     |                    |
|----|---------------------|--------------------|
| 署名 | 秋山 実                | 冬野 雪美 (冬野)         |
| 昭和 | 42 年 10 月 10 日      | 39 年 12 月 25 日     |
| 住所 | 石川県金沢市 〇〇六丁目 7 番地 1 | 石川県能美市 ×××町 8 番地 9 |
| 本籍 | 石川県金沢市 〇〇六丁目 7 番 号  | 富山県高岡市 ##町 100 番 号 |

《協議離婚》は、成年の証人が2人必要です。必ず本人が自筆署名してください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

☐ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない

☑ 子育ての分担：子の身の回りの世話を定めて父母で分担したりすること。父母の親子交流について

☑ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない

未成年の子がいる場合、該当する項目にチェックしてください。

この欄は、旧姓にもどる方が必ずご記入ください。  
「☑もとの戸籍にもどる」…婚姻前の本籍と筆頭者の氏名を記入  
「☑新しい戸籍をつくる」…希望する本籍の地番を正しく記入  
(アパート名や部屋番号等は入りません。)  
★旧姓にもどらない方は、この欄は記入せず裏面の届出が必要です。

裏面もお読みください。

- 持ちもの**
- ☐ 提出に来た方のマイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類
  - ▶ 離婚届と同時に小松市へ転入される方
    - ☐ マイナンバーカードで転出手続きをされた方はマイナンバーカード
    - ☐ 上記以外で手続きされた方は転出証明書(旧住所地から2週間以内に発行)
  - ▶ 小松市に居住で、この届出により氏または住所が変更になる方
    - ☐ マイナンバーカード

# 婚姻中の氏を使い続ける場合の書き方とご注意

離婚の際に称していた氏を称する届  
(戸籍法77条の2の届)  
令和 ☆年 ☆月 ☆日届出  
石川県小松市長殿

受理 年 月 日

提出日と提出先の市区町村名を記入

書類調査 戸籍記載 記載調

《現在の氏》で記入  
・離婚届と同時に提出する場合  
⇒婚姻中の氏  
・先に離婚届を提出して婚姻前の氏にもどった場合  
⇒もどった氏

(フリガナ) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名

(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)  
スノハラ ナギサ

氏 春原 名 渚 平成 元年 8 月 31 日生

住所 石川県加賀市△△町34番地  
□□ハイツ301号

(住民登録をしているところ)

(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 番地 番  
石川県小松市〇〇町1

本籍 筆頭者の氏名 春原 貴之

変更前(現在称している氏) 変更後(離婚の際称していた氏)  
氏 《現在の氏》春原 《婚姻中の氏》スノハラ  
振り仮名はカタカナで記入

離婚年月日 令和 ☆年 ☆月 ☆日

離婚の際に称していた氏を称した後の本籍 ((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 番地 番  
石川県加賀市△△町34 2

筆頭者の氏名 春原 渚

《現在の氏名》で自筆署名してください。押印は自由です。

届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名) 春原 渚

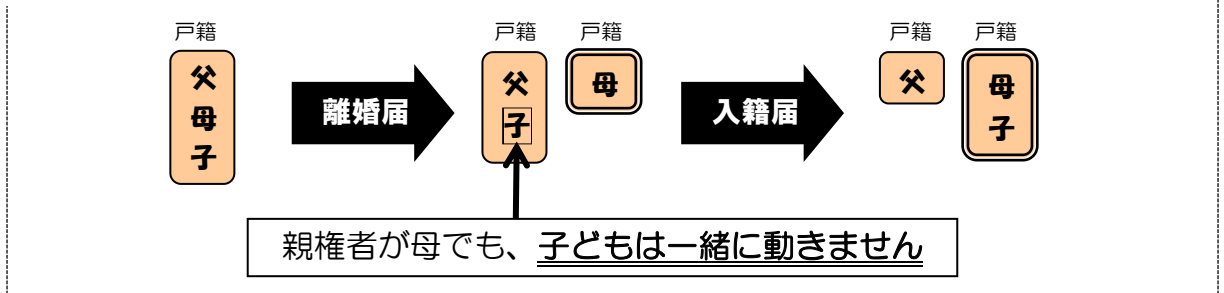
## ■ 注意事項

- ・婚姻したときに氏が変わった夫または妻は、離婚によって婚姻前の氏に戻りますが、その人が希望すれば離婚後も婚姻中の氏を使用することが認められています。離婚後も婚姻中の氏を名乗り続けるためにはこの届出が必要です。
- ・この届出は離婚日から3か月以内であれば、届出できます。
  - ・離婚後3か月を経過した場合
  - ・この届出をした後、婚姻前の氏に戻りたい場合
 ただし、上記の場合は家庭裁判所の許可を得て「氏の変更届」が必要になります。

## ■ 離婚後の子どもの戸籍(氏)について

父母の離婚等により母(または父)と別戸籍(氏)になった子どもを、母(または父)と同じ戸籍(氏)にしたい場合は、家庭裁判所の許可を得たうえで入籍届が必要になります。この手続きは離婚後の戸籍謄本等が必要なため、離婚届と同時にできません。

【例】離婚で母が新しい戸籍に移動した場合



## ★旧様式の離婚届(親権者の合意欄がないもの)の場合

未成年の子のいる方が旧様式で届出する場合は、「別紙」を記入のうえ離婚届と併せて届出をしてください。  
「別紙」の添付がない協議離婚届の場合、窓口当事者の二人が来庁していないと受付できません。

## ★「別紙」の書き方とご注意

未成年の子の親権者を決めます。

協議で親権者を定めた場合、それぞれ本人がチェックしてください。

必ず本人が婚姻中の氏で自筆署名してください。押印は自由です。

該当する項目にチェックしてください。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 未成年の子の氏名  | 父母双方が親権を行う子   |   |
|   | 父(夫)が親権を行う子   |   |
|   | 母(妻)が親権を行う子   | 春原 栞 春原 柊   |
|   | 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子                         |   |
| (協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが□のようにするしをつけてください。 | 夫( ) 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 | 妻( ) 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 |
| 届出人署名 (※押印は任意)                                  | 夫 春原 貴之 印   | 妻 春原 渚 印  |

## ■ 注意事項

- ・旧様式の離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。
- ・旧様式の離婚届及び「別紙」それぞれに夫妻の署名が必要です。